

日本甲状腺学会において公平で開かれた科学的議論と それに基づく運営を求める要望書

2024年10月3日

日本甲状腺学会理事長殿

日本甲状腺学会は甲状腺学についての真理を追究するため会員同士で自由闊達な意見を交換し合うことを伝統とした会であったはずですが、しかし2018年以降、そのような伝統が失われたと思われる事態が発生し、国内外における学会の権威は著しく損なわれました。日本甲状腺学会は1958年の設立以来の危機的な状況に陥っているのではないのでしょうか。その原因としては福島県民健康調査の甲状腺検査（以下福島甲状腺検査とします）に関連して理事会主導で起こった下記の3つの件が影響しています。

1. 日本甲状腺学会雑誌の特集号に福島甲状腺検査に批判的な論文が掲載された際に理事会が編集委員会のメンバーに対して指導を行った件
2. 福島甲状腺検査について公開の場での意見交換をしたいとする会員の要望が理事会によって長年にわたって拒否されている件
3. 学会が発行している「甲状腺専門医ガイドブック」に福島甲状腺検査に関する科学的に誤った説明が記載され、それに基づいて専門医試験が実施されてきた件

以下に各件の詳細とそこから派生した問題について記載します。

1. 日本甲状腺学会雑誌の特集号に福島甲状腺検査に批判的な論文が掲載された際に理事会が編集委員会のメンバーに対して指導を行った件

（事態の経緯）

2020年に会員から編集委員会に「過剰診断の勉強がしたい」との要望がありました。編集委員会で話し合わせ、「甲状腺癌の過剰診断を考える」と題した特集号が生まれ2021年4月に発行されました。この特集号には学会員からの寄稿だけでなく、日本疫学会の理事長やNatureの10人に選ばれた世界的に有名な研究者なども論文を寄稿し、クオリティーの高いものでした。

2021年6月9日に理事会が「日本甲状腺学会雑誌12巻1号に掲載された特集1『甲状腺癌の過剰診断を考える』についての日本甲状腺学会の立場について」と題する一般向けの広報を出しました。そこでは下記のような記載がありました。

- 1) この特集号で述べられていることは意見の一部にすぎない。
- 2) 過剰診断については世界的に問題になる前から取り組んできた。
- 3) リスクの低い腫瘍は放置してよいということではない。
- 4) 特集で批判の対象となっている福島県民健康調査「甲状腺検査」について学会は一貫して支援してきた。

直後に理事会から編集委員会のメンバーに下記の通達がなされました。

- 1) 今後は学会雑誌の内容は理事会の承認が必要である。
- 2) 2021年第2号は編集委員会の意向を踏まえずに理事会が企画した特集号を発行する。

2021年10月に理事会自らが企画した特集号が発行されました。その特集号「福島県民健康調査における甲状腺検査の現状」は前回の特集号を否定する内容であり、福島甲状腺検査では過剰診断・過剰治療は起こっておらず見つかった甲状腺癌は将来発見される癌の前倒し診断例である、と記載されていました。その根拠としては次のようなものが挙げられていました。

- 1) ガイドラインに厳密に従って診療している。
- 2) 病理診断や遺伝子変異から過剰診断は否定的。
- 3) 過剰診断・過剰治療を裏付ける事実はでていない。

この後、雑誌の改変に伴い、編集委員会は解散となりました。

2021年11月の評議員会で評議員からこの特集号の内容を批判する意見が出され、「理事会主導でこのような科学的に間違った情報が流布されるのは問題ではないか。」との指摘がありました。これに対して理事長は「論文の内容は論文の著者個人の責任であり、理事会には責任はない。」と回答しています。

さらに、2022年4月号の「letter to editor」で、学会員よりこの特集号の論文はエビデンスがなく論理矛盾があるとの指摘がありました。しかし、この指摘に関して理事会はなんら意見を出すことはなく、著者による非論理的な反論が「response」として学会雑誌に掲載されただけでした。

(発生した問題)

① 理事会の意向に沿わなければ懲罰を受ける、という恐怖が会員の間広がった

学会理事会が自らが発行した学術雑誌の内容を否定する広報をする、というのはいささか非常識ではないでしょうか。この広報が結果的に、編集委員会が三顧の礼で迎えて論文を執筆してもらった外部の高名な専門家たちおよび執筆に協力してくれた学会員たちの名誉を穢すことになりました。少なからぬ会員はこの件は一部の理事にとって都合が悪い科学情報(今回は福島甲状腺検査の推進に不利な情報)を提供した編集委員会のメンバーに対する理事会からの懲罰であると受け取りました。

また多くの会員は、その後の理事会の編集委員会に対する指導は福島甲状腺検査についての学会における科学的議論を封じるのが目的であると受け取りました。理事会が別の意

見を紹介したいのであれば、新たな特集号を組んでくれるように編集委員会に要望すればよかっただけであり、当時の編集委員会のメンバーはそのような要望を却下することはなかったはずです。おそらく、そのような民主的なやりかたでは、科学的な見地からの反論にさらされることで自分たちに都合の良い意見を公開することができないのではないかと考えた理事がおられたのでしょうか。しかしこのようなやり方は、公平で開かれた甲状腺学会雑誌の編集方針と相反するものです。

編集委員会に諮らず、開かれた議論を経ずして理事会主導で発行された 2021 年 10 月の特集号には、福島甲状腺検査に関して、近年の国連や WHO の見解、および Lancet 等の主要国際学術誌に記載されている見解とは全く異なる、国際的なコンセンサスからは大きく外れた意見が掲載されてしまいました。このことは日本甲状腺学会の発信する情報の信頼性を損なう結果になりました。

② 理事会が発信した情報が健康被害を助長した

福島甲状腺検査が開始されたことで「無症状の子どもや若者のがん検診として甲状腺超音波検査を行うのは良いことだ」という誤った認識が一般の人たちにも、そして一部の学会員にも広がっています。現在、甲状腺検診と称して全国でそのような診療が実施されており、検査を受けた結果甲状腺癌と診断された子どもや若者も確認されています。このような状況下で診断される甲状腺癌は高い確率で過剰診断例であり、検査による健康被害とみなされます。しかし、そのような批判を受けた検査の実施者たちは理事会が発表した広報や論文を元にして「日本甲状腺学会が、甲状腺超音波検査の過剰診断に対する危惧というのは一部の意見でありガイドラインに従って診療すれば問題ないと言っている」と主張し、自分たちの医療行為を正当化しています。理事会は「過剰診断については世界的に問題になる前から取り組んできた」と広報していますが、学会の提供する情報は過剰診断の被害をむしろ助長する状況を生んでいます。

2. 福島甲状腺検査について公開の場での意見交換をしたいとする会員の要望が理事会によって長年にわたって拒否されている件

(事態の経緯)

2018 年に複数の会員が、福島で行われている甲状腺検査について年会で開かれた議論をしたい、と学術集会会長に申し入れをしました。これに対して、会長から「そのような企画は学会の主旨に合わない」と反対する人がいるのでできない。」との回答がありました。2021 年 11 月の評議員会で「福島の甲状腺検査について開かれた議論をする機会を設けて欲しい。」と評議員が要望しました。しかしその後もそのような機会は全く用意されなかったため、2022 年 11 月の評議員会で評議員が理事会の姿勢を問いただしました。これに対して

理事長は、「理事が一人も検討しようと言わなかったので検討していない。」と回答しました。これに対して評議員から「開かれた議論ができないというなら、せめて福島の甲状腺検査に賛成している人たちの話ばかり会員に聞かせるのではなく、検査反対派、たとえば緑川早苗氏の話をもみんなで聞く機会を設けることを要望する。」との意見が出されました。しかし、現在にいたるまでそのような機会は設けられていません。

(発生した問題)

学会で福島甲状腺検査を批判することはタブーとなった

学会が関係している特定の問題について理事会が公開の議論を長年にわたり拒否している現状は学術団体としては異例の姿勢です。このような理事会の姿勢を見て、会員の間では、福島甲状腺検査を批判することはこの学会ではタブーなのだ、という認識が広がっています。

3. 学会が発行している「甲状腺専門医ガイドブック」に福島甲状腺検査に関する科学的に誤った説明が記載され、それに基づいて専門医試験が実施されてきた件

(事態の経緯)

日本甲状腺学会は2018年に甲状腺専門医ガイドブック改訂第2版を発行しました。この本は甲状腺学会認定専門医受験用のテキストであり、これに基づいて試験問題が作成されています。その中には「福島県 県民健康調査における甲状腺検査後の小児・若年者甲状腺癌について」という章があり、福島甲状腺検査では過剰診断・過剰治療は起こっていないとの記載があります。その根拠として「病理診断でみたら過剰診断ではない」「ガイドラインに従っているので過剰診断でない」などが挙げられています。これらの主張は前述のように、近年の国際的なコンセンサスとは相いれないものです。このような誤った情報が掲載されている本を元に長年にわたり専門医試験が実施されてきました。

(発生した問題)

甲状腺学会認定専門医に対する信頼が失われている

専門医教育は学会の役割として最も重要なものの一つです。現状では学会は「福島では過剰診断は起こっていない」「ガイドラインに従って診療すれば甲状腺癌の過剰診断の健康被害は起こらない」という教育を受けた医師を専門医として認定しています。一部の理事の利益相反により科学的に誤った内容が専門医教育に含まれていることは、甲状腺学会認定専門医に対する一般の人たちの信頼を失うことに繋がりがねません。

(要望事項)

理事会が会員に対して国際的コンセンサスから乖離した情報を上意下達で伝え、それに対する議論を封じている現状は学術団体としては大きな問題です。また福島県民健康調査の甲状腺検査については、国内外からヘルシンキ宣言に抵触しているのではないかと、福島の子どもの健康や人権を脅かしているのではないかと批判があり、理事会が会員との率直な意見交換なしにそれを明確に支持する姿勢を外部に示すのは、会員の利益を損なうことになるのではないかと危惧します。

現状を改善するため理事会に対し以下の 6 項目の要望を提出させていただきます。対策が急がれる、あるいは容易に対応できると考えられる順に記載しています。日本甲状腺学会において正しい科学を追求する姿勢と自由な意見を出し合える環境を取り戻し、失われた国内外の信頼を回復するために是非前向きにご検討ください。

1. 「甲状腺専門医ガイドブック」について福島県民健康調査の項目は専門医試験の出題の対象としないことを広報すること。
2. 学術集会において福島甲状腺検査の問題点を指摘している会員の話を聞く機会を設けること。
3. 理事会が編集委員会の意向を無視して発行した特集号「福島県民健康調査における甲状腺検査の現状」の内容について、あくまで研究者個人の意見であり理事会がその内容を支持したがゆえに発行したのではないことを広報等で明らかにすること
4. 「甲状腺専門医ガイドブック」を改訂し福島県民健康調査に関する科学的に誤った記載を削除すること。
5. 学術集会において福島甲状腺検査に関して推進派・反対派の両者が参加し自由に意見を出し合える環境で話し合う機会を定期的に設けること。
6. 福島甲状腺検査について、その是非については日本甲状腺学会内部での意見は分かれており、学会の総意として検査の推進を支持するものではないことを広報等で明らかにすること。

日本甲状腺学会評議員 高野徹 巽圭太 日高洋 緑川早苗

日本甲状腺学会会員 大津留晶 亀田亘